

第十一回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金のお受け取りが、令和3年4月15日から可能となります。

請求手続きを行い、第十一回特別弔慰金の国債を既にお持ちの方については、令和3年4月15日以降、ご指定の郵便局でのお受け取りのお手続きをお願いします。

郵便局の窓口まで行くことが困難な方は、委任状等により代理の方のお手続きが可能ですので、ご家族や成年後見人とご相談ください。

(1) 戦没者の遺族に対する「特別弔慰金」の趣旨

特別弔慰金は、戦没者等のご遺族に今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔意の意を表すため、国が国債により支給します。

(2) 請求期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

請求期間を過ぎると、第11回戦没者の遺族に対する「特別弔慰金」は、受けることができなくなります。ご注意ください。

(3) 国債の償還金

令和3年から毎年1回償還日（4月15日）以降に、年5万円ずつ支払いを受けることができます。

償還金の支払いを受ける場所は、請求手続きの際に指定いただいた郵便局等となります。

(4) 制度や請求手続きに関するお問合せ先

東京都特別弔慰金コールセンター 042-306-0675

<ご注意ください！>

特別弔慰金は自動更新ではないため、第十回特別弔慰金をお受け取りだった方も改めての請求が必要となりますので、お住まいの区市町村にお問合せいただき、令和5年3月31日までにお手続きをお願いします。